**親しめる 頼れる みんなの 小林商工会議所　入会申込書**

令和　　　　年　　　月　　　日

小林商工会議所　会頭　殿

小林商工会議所会員として入会したいので会費を添えて申し込みます。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 事業所名 | ふりがな | | 印 |
|  | |  |
| 代表者名 | ふりがな | |  |
|  | |
| （役職名）　　　　　 　　　　　（生年月日）S・H・R　　　　年　　　月　　　日 | | |
| （代表者携帯電話） | | |
| 事業所  所在地 | 〒  （TEL：　　　　　　　　　　　　　） （FAX：　　　　　　　　　　　　　）  （E-mail：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 ）  （URL：　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 ） | | |
| 上記以外へ文書送付を希望する場合（宛先を記載してください）　【本社・自宅・その他（　　　　　　　　　　　）】  〒 | | | |
| 事業内容  （取扱品目） |  | | |
| 従業員数 | （正社員：　 　名）（パート・アルバイト： 　　名）（役員：　 　名）（家族：　 　名） | | |
| 法人･団体企業のみ | | 個人企業のみ | |
| （創業年月）　　　　　　年　　　 月  （法人設立年月）　　　　年　　　 月  （資本金）　　　　万円 （決算期）　 　 　月 | | （創業年月）　　　　　　年　　　 月  （所得税申告区分） 青色申告 ・ 白色申告 | |
| ≪どちらかに〇印をお付けください≫  会報「こばやしCCI」新会員紹介欄への掲載　【　掲載する　・　掲載しない　】  **≪裏面もあります≫** | | | |

※ご記入頂いた情報については商取引の照会・斡旋等の商工会議所が行う事業や

各種連絡・情報提供の為に利用する他、会報等に掲載して公開・頒布することがあります。

※商工会議所記入欄

|  |  |
| --- | --- |
| 取扱者 | 入会経緯・理由 |

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 加入年度：　　　　年度 | | 会費口数：　　　口 | | 年会費：　　　　　円 | | | 納付方法：口座振替・納付書 |
| 初年度加入月：令和　　 年　　月 | | | 初年度会費：　　　 円（　 ヶ月分） | | | | 納入日：　　年　　月　　日 |
| 所属部会 | □農林･畜産･水産業　　□建設業　　□製造業　　□電気運輸通信･金融不動産業  □食品卸小売業　　□一般卸小売業　　□環境衛生業　　□サービス業　　□飲食業 | | | | | | |
| 会員区分 | □通常会員　　□特別会員 | | | | 入会承認予定日 | 6月・9月・12月・3月 | |
| TOAS | 会員番号：　　　　　　　　　　　　　　　入力日：令和　　 　年　　 　月　　　 日 | | | | | | |

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 事務局長 | 所長 | 課長 | 係長 | | | 総務課 | 相談所員 | 地区担当者 |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |

反社会的勢力ではないことの宣誓について

|  |
| --- |
| 小林商工会議所定款　抜粋  （会員の資格）  第10条　本商工会議所の地区内に引き続き6月以上営業所、事務所、工場又は事業場（以下営業所等」という。）を有する商工業者は、本商工会議所の会員となることができる。ただし、次に掲げるものであって常議員会の承認を得た場合は、本商工会議所の会員となることができる。  （1）本商工会議所の地区内で事業活動を行なう次に掲げる団体。  ①協同組合　②信用金庫　③労働金庫　④公社　⑤経済関係団体　⑥医療法人　⑦社会福祉法人　⑧弁護士法人  ⑨監査法人　⑩税理士法人　⑪特許業務法人　⑫産学連携、商工会議所事業等に関わる学校法人  ⑬地域経済の発展、教育・文化・学術の振興、医療・福祉の増進等に資する社団法人  ⑭地域経済の発展、教育・文化・学術の振興、医療・福祉の増進等に資する財団法人  ⑮地域経済の振興等に資する中間法人  ⑯まちづくり、教育・文化、医療・福祉等の活動を行う特定非営利活動法人  ⑰観光資源等として地域経済の発展に貢献する宗教法人  （2）本商工会議所の地区内で事業活動を行なう次に掲げる個人。  ①医師　②歯科医師　③助産師　④弁護士　⑤公認会計士　⑥司法書士　⑦税理士　⑧行政書士　⑨弁理士  （3）本商工会議所の地区内に引き続き6月に満たない営業所等を有する商工業者。  2　この定款において、「商工業者」とは、次の者をいう。  （1）自己の名をもって商行為をすることを業とする者  （2）店舗その他これに類似する設備によって物品を販売することを業とする者  （3）鉱業を営む者　（4） 取引所　（5） 会社　　（6） 相互会社  3　次の各号の1に該当する者は、会員となることができない。  （1）精神の機能の障害により職務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者  （2）破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者  （3）禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者  （4）反社会的勢力（①暴力団（暴力団員による不当な行為の防止に関する法律（平成3年法律第77号、その後の改正を含み、以下「暴力団員による不当な行為の防止に関する法律」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、②暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止に関する法律第2条第6号に定める暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、③暴力団準構成員、④暴力団関係企業、⑤総会屋等、⑥社会運動等標榜ゴロ、⑦特殊知能暴力集団等、⑧その他①から⑦までに準じる者、⑨①から⑧までのいずれかに該当する者（以下「暴力団員等」という。）が経営を支配していると認められる関係を有する者、⑩暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有する者、⑪自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有する者、⑫暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有する者、及び⑬役員又は経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有する者をいう。以下同じ。） |

（申込者記入欄）

上記の内容を確認しました。

第10条第3項のいずれにも該当しないことを宣誓するとともに、この宣誓に対して虚偽の申告をしたことが判明した場合、小林商工会議所会員資格が取り消されても一切異議を申しません。これにより損害が生じた場合も、一切私（当社）の責任といたします。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 確認年月日  （令和）  　　年 　　月 　　日 | 所在地 | 印 |
| 事業所名 |
| 代表者名 |